



金 沢 市 公 報

号外第3号の14

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 教育委員会規則	
●規 則		○金沢市教育委員会規則で定める様式における 押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する 規則 (教育総務課)	6
○金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (文書法制課)	1	●公平委員会規則	
●訓令甲		○金沢市公平委員会規則で定める様式における 押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する 規則 (公平委員会)	7
○金沢市訓令で定める様式における押印の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (文書法制課)	4	●公平委員会規程	
●告 示		○押印の見直しに伴う勤務条件に関する措置の 要求及び不利益処分に関する規程の整理に 関する規程 (公平委員会)	8
○押印の見直しに伴う公共工事の前金払取扱要綱の整理に関する要綱 (文書法制課)	6	●固定資産評価審査委員会告示	
●金沢市 金沢市教育委員会告示		○金沢市固定資産評価審査委員会規程の一部改 正について (金沢市固定資産評価審査委員会)	8
○平成27年金沢市・金沢市教育委員会告示第1号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について)の一部改正について (行政経営課)	6	●公営企業管理規程	
		○金沢市公営企業管理規程で定める様式にお ける押印の見直しに伴う関係規程の整理に 関する規程 (企業総務課)	8
		●病院事業管理規程	
		○押印の見直しに伴う金沢市立病院会計規程の 整理に関する規程 (市立病院事務局)	9

規 則

金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「あて先」を「宛先」に改め、「印」、「回」及び「印」を削る。

- (1) 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年規則第40号)様式第28号、様式第29号、様式第29号の2、様式第30号、様式第31号、様式第32号、様式第33号及び様式第33号の2
- (2) 金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)第16号様式、第16号様式の2、第27号様式及び第58号様式
- (3) 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)様式第1号の2、様式第1号の3、様式第7号の2、様式第36号、様式第44号、様式第47号、様式第53号、様式第73号、様式第102号、様式第104号の3、様式第119号、様式第122号、様式第127号及び様式第128号
- (4) 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)様式第9号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第16号、様式第16号の2、様式第16号の2の2、様式第16号の3、様式第

16号の3の2及び様式第16号の3の3

- (5) 金沢市老人福祉センター条例施行規則（昭和44年規則第41号）様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第8号の3
- (6) 金沢市社会福祉事業つなぎ資金貸付規則（昭和49年規則第53号）第2号様式
- (7) 金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）様式第5号
- (8) 金沢市土地区画整理法施行細則（昭和57年規則第45号）様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第15号、様式第16号、様式第17号及び様式第18号
- (9) 金沢市宅地造成等規制法施行細則（昭和58年規則第12号）様式第4号及び様式第9号
- (10) 職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年規則第1号）様式第1号及び様式第2号
- (11) 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年規則第38号）様式第5号及び様式第6号
- (12) 金沢卯辰山工芸工房条例施行規則（平成元年規則第54号）様式第3号
- (13) 金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）様式第2号
- (14) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年規則第44号）様式第21号
- (15) 金沢市斎場条例施行規則（平成4年規則第49号）様式第4号、様式第5号及び様式第6号
- (16) 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則（平成6年規則第24号）様式第2号
- (17) 金沢市駅西健康ホール条例施行規則（平成6年規則第65号）様式第2号及び様式第4号
- (18) 金沢市民芸術村条例施行規則（平成8年規則第82号）様式第2号
- (19) 金沢職人大学校設置条例施行規則（平成8年規則第89号）様式第2号
- (20) 金沢市牧山ガラス工房条例施行規則（平成11年規則第5号）様式第2号
- (21) 金沢市異業種研修会館条例施行規則（平成11年規則第7号）様式第2号
- (22) 金沢市おしがはら工房条例施行規則（平成12年規則第8号）様式第2号
- (23) 金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）様式第10号
- (24) 金沢福祉用具情報プラザ条例施行規則（平成14年規則第5号）様式第2号
- (25) 金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則（平成14年規則第11号）様式第2号
- (26) 金沢市リサイクルプラザ条例施行規則（平成15年規則第62号）様式第2号
- (27) 土地区画整理事業助成金交付規則（平成15年規則第64号）様式第1号及び様式第2号
- (28) 金沢湯涌創作の森条例施行規則（平成15年規則第88号）様式第2号及び様式第3号
- (29) I Tビジネスプラザ武蔵条例施行規則（平成16年規則第3号）様式第2号及び様式第4号
- (30) 金沢21世紀美術館条例施行規則（平成16年規則第66号）様式第2号及び様式第5号
- (31) 金沢文芸館条例施行規則（平成17年規則第78号）様式第4号
- (32) 金沢市立中村記念美術館条例施行規則（平成20年規則第1号）様式第3号
- (33) 金沢能楽美術館条例施行規則（平成20年規則第11号）様式第4号
- (34) 金沢市体育施設条例施行規則（平成20年規則第12号）様式第3号及び様式第4号
- (35) 金沢市スポーツ広場条例施行規則（平成20年規則第13号）様式第2号
- (36) 金沢市近江町交流プラザ条例施行規則（平成21年規則第8号）様式第2号
- (37) 金沢市ものづくり会館条例施行規則（平成21年規則第64号）様式第2号
- (38) 金沢湯涌江戸村条例施行規則（平成22年規則第45号）様式第3号
- (39) 金沢市芸術文化ホール条例施行規則（平成23年規則第1号）様式第5号
- (40) 金沢学生のまち市民交流館条例施行規則（平成24年規則第54号）様式第2号
- (41) 金沢市女性センター条例施行規則（平成25年規則第14号）様式第2号
- (42) 金沢市パーク・アンド・ライド駐車場条例施行規則（平成28年規則第2号）様式第2号及び様式第3号
- (43) 金澤町家情報館条例施行規則（平成28年規則第59号）様式第2号
- (44) 金沢市俵芸術交流スタジオ条例施行規則（平成30年規則第6号）様式第2号
- (45) 金沢市宿泊税条例施行規則（平成30年規則第50号）様式第2号、様式第10号及び様式第12号
- (46) 金沢市市民活動サポートセンター条例施行規則（平成30年規則第54号）様式第2号
- (47) 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例施行規則（令和元年規則第5号）様式第2号
（金沢市消防手帳規則の一部改正）

第2条 金沢市消防手帳規則（昭和25年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「受領印」を「受領確認」に改める。

（金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第32号様式中「㊦」を削る。

第33号様式中

異動者印	徴収予定月日
	・
	・

を

徴収予定月日
・
・

に改める。

第53号様式中「㊦」及び「、地方税法第523条の規定により氏名㊦欄には法人の代表者及び経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押し」を削る。

（金沢市財務規則の一部改正）

第4条 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「、印鑑」を削る。

第69条の2第1項中「押印した」を削る。

第261条第2項中「当該交替事務引継書に記名押印し」を削る。

様式第54号中「あて先」を「宛先」に、

印（法人の場合 は法人印）
印（代表者印）

を

に改める。

様式第81号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、

「年 月 日 (氏 名)」を

「年 月 日 (氏 名) (署名又は記名押印)」に改める。

様式第98号中

印
印

を

記載者
照合者

に改める。

（金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、審査を申し立てようとする者が記名押印して」を削る。

（金沢市補助金交付事務取扱規則の一部改正）

第6条 金沢市補助金交付事務取扱規則（昭和51年規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「金沢市指令」及び「㊦」を削る。

（金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部改正）

第7条 金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

第64条第6項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第65条の2第1項中「封印し」を「密封し」に改める。

第91条第2項中「次に掲げる事項」を「代理権を与える事項及び期間」に改め、同項各号を削る。

第93条第3項第3号及び第5項第3号を削る。

(金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部改正)

第8条 金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則(昭和52年規則第55号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「金沢市指令」及び「回」を削る。

(金沢市中高齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則の一部改正)

第9条 金沢市中高齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則(昭和53年規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「金沢市指令」及び「回」を削る。

(金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「金沢市指令」及び「回」を削る。

様式第5号中「金沢市指令」を削る。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第11条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「押印させる」を「受領者を明らかにする措置を講じさせる」に改める。

別記様式中「受領印」を「受領確認」に改める。

(金沢の文化の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部改正)

第12条 金沢の文化の人づくり奨励金の交付に関する規則(平成元年規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「金沢市指令」及び「回」を削る。

(金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例施行規則(平成3年規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「金沢市指令」及び「回」を削る。

(金沢駅西地区金沢駅港線地区計画区域における魅力ある街なみの形成の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 金沢駅西地区金沢駅港線地区計画区域における魅力ある街なみの形成の促進に関する条例施行規則(平成4年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「金沢市指令」及び「回」を削る。

(政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年規則第75号)の一部を次のように改正する。

第10条中「認印する」を「署名又は押印をする」に改める。

様式第1号から様式第4号までの規定中 「金沢市長」を「金沢市長」に改め、
(署名又は記名押印)

「回」を削る。

(金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例施行規則(平成14年規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「受領印」を「受領者」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市訓令で定める様式における押印の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市訓令で定める様式における押印の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

氏 名	印	残日数	出勤簿整理者印

を

氏 名	残 日 数

に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

(服務記録整理規程の一部改正)

第2条 服務記録整理規程(昭和31年訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

課		主		係	
長		任			

を削り、

氏 名	印

を

氏 名

に改める。

様式第3号中	氏 名	印	を	氏 名	に改める。

様式第4号中「印」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

●金沢市告示第93号

押印の見直しに伴う公共工事の前金払取扱要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

押印の見直しに伴う公共工事の前金払取扱要綱の整理に関する要綱
 公共工事の前金払取扱要綱（昭和63年告示第1号）の一部を次のように改正する。
 別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金 沢 市 告 示
金沢市教育委員会

●金 沢 市 告 示 第 1 号
金沢市教育委員会

平成27年金沢市・金沢市教育委員会告示第1号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から効力を有するものとします。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義
金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表第3欄中「及び押印」を削り、「並びに代理人」を「及び代理人」に改める。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則
(金沢市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会会議規則(昭和27年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第2項中「請願者は、代表者の署名押印の上、団体の印章を押さなければ」を「請願書には、代表者が署名又は記名押印をしなければ」に改める。

(金沢市中央公民館使用料条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市中央公民館使用料条例施行規則(昭和38年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「」を削る。

(金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「」を削る。

(金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正)

第4条 金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成15年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「」を削る。

(金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則(平成28年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

金沢市公平委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第3号

金沢市公平委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則
(勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則(昭和27年公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「措置の要求をしようとする職員が署名押印して」を削る。

第11条第2項中「記載し、請求者が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第21条第4項中「再審を請求しようとする者が記名押印して」を削る。

(金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「関して異議のある者は」を「関し」に、「しようとするとき」を「する者(以下「審査請求人」という。)」に、「記載し、かつ、当該審査の請求をする者(以下「審査請求人」という。)」が記名押印した」を「記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

公平委員会規程

●金沢市公平委員会規程第1号

押印の見直しに伴う勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

押印の見直しに伴う勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する規程の整理に関する規程
勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する規程（昭和49年公平委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号まで、様式第10号及び様式第13号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

様式第18号中 「証人氏名」を「証人氏名
（署名又は記名押印）」に改め、「㊟」を削る。

様式第19号中「記名押印」を「署名又は記名押印」に改める。

様式第20号中「㊟」を削る。

様式第24号中 「職、氏名」を「職、氏名
（署名又は記名押印）」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会告示

●金沢市固定資産評価審査委員会告示第2号

金沢市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 内 田 清 隆

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第10条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第11条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第12条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第13条第2項中「記載し、議事に参与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条から第21条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

金沢市公営企業管理規程で定める様式における押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市公営企業管理規程で定める様式における押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程
（金沢市企業局会計規程の一部改正）

第1条 金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第31号中「㊤」を削り、「保管責任者氏名印」を「保管責任者氏名」に改める。

様式第35号及び様式第36号中「㊤」を削る。

（金沢市工業用水道給水条例施行規程の一部改正）

第2条 金沢市工業用水道給水条例施行規程（平成9年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号、様式第6号及び様式第11号中「㊤」を削る。

（金沢市公共下水道条例施行規程の一部改正）

第3条 金沢市公共下水道条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

様式第14号中「㊤」を削る。

（金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程の一部改正）

第4条 金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第10号中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病 院 事 業 管 理 規 程

押印の見直しに伴う金沢市立病院会計規程の整理に関する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

押印の見直しに伴う金沢市立病院会計規程の整理に関する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

様式第27号中「㊤」を削り、「保管責任者氏名印」を「保管責任者氏名」に改める。

様式第29号及び様式第30号中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和3年(2021年)3月31日 印刷
令和3年(2021年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄